

日本製薬工業協会

メーカーの取組

1. 「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」を受けた基本的な取組

各社は、緊急提言における「メーカーと卸売業者の取引における留意事項」を真摯に受け止め、卸売業者との間における取引については、薬価告示後速やかに仕切価等を提示する、割戻・アローアンスのうち一次仕切価へ反映可能なものは反映させる、割戻・アローアンスなどの設定基準を明確にする、などの従来からの取組みを行っている。

2. 平成25年度の取組

(1) 仕切価、割戻・アローアンス

仕切価は、製品の製造原価、自社における製品の位置付け、薬価改定の影響、製品のライフサイクル等の自社の状況に加え、競合状況、後発品の参入状況等の外的環境を勘案し設定している。新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となる品目、特許期間内にある品目、長期収載品など全ての品目について、各社が上述の要因を勘案し仕切価を設定しており、結果として上がったもの、維持されたもの、下がったもの、様々になっていると考えられる。

また、割戻・アローアンスについても、事前に十分な説明を行うなどにより明確化を図っている。さらに、消費税増税に対しても、各社とも卸に十分な説明を行い適切に対応している。

(2) 製薬協と卸連のワーキングチーム（WT）における卸連要望について

製薬協と卸連のWTでは、卸連からの要望 1) 価値に見合った仕切価の設定、2) 期中の仕切価の修正見直し、3) 新薬創出加算の加算品割戻しを設定、の3点に関して協議を行い、それぞれ、1') メーカー各社は製品毎の戦略に基づき、個々の医薬品の価値に見合った仕切価を設定している、2') あらかじめ環境変化を見据えた上で仕切価は設定している。卸連が主張する市場環境の変化を踏まえた仕切価等の柔軟な見直しについては、あくまでも個別のメーカーと卸売業者間の問題と考えるが、卸が交渉を申し入れてきた際には、メーカー各社は真摯に対応するものと理解している、3') 卸から提案があった場合には、お互いに意見交換をしながら対応を検討することも考慮する、等について確認を行った。

上記の議論については、流通適正化委員会において都度報告し、会員会社に周知した。

3. 今後の取組

製薬協としては、これまで通り「個々の製品価値」を、医療関係者に対して丁寧に説明することが重要であると認識している。この結果として、単品単価取引契約が更に推進され、個々の製品価値に見合った価格水準が形成されるものと確信している。

今後も流通改善に向けて卸企業との連携を更に強化していく。

以上